

～ 介護福祉士を目指す皆さんを応援します～

令和5年度

福祉系高校修学資金貸付のご案内！

福祉系高校に在学し、卒業後に介護福祉士として山口県内で介護等の業務に従事しようとする方に修学資金をお貸しします。

福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士の資格を取得して介護等の業務に3年間従事した場合は、貸付金の返還が全額免除されます。



※3年間とは、在職期間が通算1095日以上であり、かつ従事した日数が540日以上です

貸付額

修学準備金
(入学金を除く) 3万円以内(入学時に限る)

+

介護実習費 3万円以内(年額)

+

国家試験
受験対策費用 4万円以内(年額)

+

就職準備金 20万円以内
(卒業後、就職する場合に限る)
※進学の場合は支払いません。

(すべて無利子)

貸付対象者

●次の①～②の要件をすべて満たしている方

①福祉系高校に入学し在学中の方
<対象となる高校>

- ◆山口県内の福祉系高校(順不同)
 - 中村女子高等学校(福祉科福祉コース)
 - 聖光高等学校(普通科社会福祉コース)
 - 山口県立周防大島高等学校(福祉専攻科)

②卒業後1年以内に介護福祉士資格を取得して、県内で介護等の業務に就職し、引き続いて従事する意思がある方

※国家試験受験対策費用は、国家試験受験意思のある方

※福祉系高校修学資金以外の貸付金や給付金との併用を検討される方は事前にご相談ください。

募集期間

令和5年6月1日(木)～9月29日(金) 必着

※申請金額が予算を上回った場合、貸付金額を減額する場合があります。

申請方法

在学する福祉系高校に下記の書類をそろえてお申込ください。

- ① 福祉系高校修学資金貸付申請書
- ② 世帯全員の住民票の写し（発行から3ヶ月以内）
- ③ 世帯全員の前年分（最新）の所得証明書（発行から3ヶ月以内）
※前年分の所得証明書が発行できない場合には、前々年分の所得証明書
- ④ 福祉系高校の長の推薦書
- ⑤ 誓約書・・・本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り割印を押印してください。

連帯保証人

1名（日本国内に住所を有すること）が必要です。申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。

貸付決定・貸付金の振込

申請者には、書面により結果をお知らせしますので、貸付決定者は後日、口座振込申出書（本人名義の口座）を提出してください。修学準備金は初回の貸付時に、就職準備金は最終回の貸付時に、介護実習費及び国家試験受験対策費用は各年度の貸付時に振り込みます。

貸付金の返還免除

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行って山口県内で介護等の業務に従事し、かつ登録日と従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き3年間勤務した場合は全額が返還免除されます。

※進学した場合は、「福祉系高校を卒業した日」を「大学を卒業した日」と読み替えます。

貸付決定の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付決定を解除することになります。

（貸付金の返還事由に該当し、返還することになります。）

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき（留年も該当）
- 貸付を辞退したとき
- 死亡したとき
- 虚偽その他不正が明らかになったとき
- その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

貸付金の返還

次の場合は、貸付金を返還していただくことになります。

※返還する期間は貸付を受けた期間以内です。（貸付期間が1年以下の場合は2年まで延長できます。）

返還期限までに返還できない場合は延滞利子（年3%）がつきます。

- 貸付を解除されたとき
- 死亡したとき、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき
（介護等の業務従事中の死亡を除く）
- 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなかったとき
- 山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき

お問い合わせ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター（福祉系高校修学資金担当）
〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号 KDDI維新ホール3階
TEL 083-902-2355